

令和5年度個別労働紛争解決制度の運用状況について

～総合労働相談件数は、8年連続で1万件を超え、高止まり～

愛媛労働局では、このたび、「令和5年度個別労働紛争解決制度の運用状況」をとりまとめました。今回の運用状況を受け、当局では、引き続き個別労働紛争解決制度の的確な運用等に取り組んでいきます。

1. 総合労働相談の件数は高止まり（図1参照）

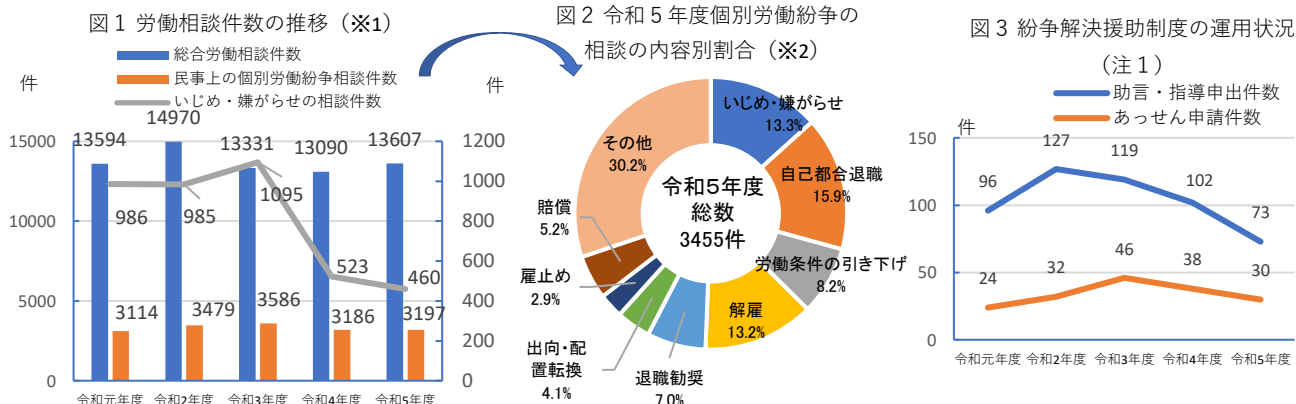
・総合労働相談件数13,607件で、8年連続で1万件を超え、高止まり

2. 民事上の個別労働紛争におけるいじめ・嫌がらせに関する相談件数は減少するも、パワハラに関する相談件数は増加（図1、図2参照）

- ・改正労働施策総合推進法の施行に伴い、令和4年度以降、パワハラに関する相談件数の計上方法が変更（※1）
- ・民事上の個別労働紛争の相談件数は3,197件で、前年度比0.3%増加。そのうち、いじめ・嫌がらせに関する相談件数は460件で、前年度比12%減少
- ・一方、労働施策総合推進法に規定するパワハラの相談件数は725件で、前年度比12%増加（※1）

3. 助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数は減少（図3参照）

- ・「労働局長の助言・指導」とは紛争当事者間での紛争解決に向けて労働局が必要な助言・指導を行う制度
- ・「あっせん」とは労働問題の専門家であるあっせん委員のあっせんにより紛争当事者の和解を目指す制度
- ・改正労働施策総合推進法の施行に伴い、令和4年度以降、パワハラに関する紛争については、同法に基づく援助、調停により対応（※1）。
- ・助言・指導の申出件数（73件）及びあっせん申請件数（30件）は、いずれも前年度より減少



※1 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定するパワハラの相談については、「民事上の個別労働紛争（のいじめ・嫌がらせ）」の相談件数には計上されず、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応しています。

【参考】令和5年度愛媛労働局における労働施策総合推進法に関する相談件数等

- 相談件数：725件（前年度638件）
- 紛争解決の援助申立件数：14件（前年度11件）
- 調停申請受理件数：6件（前年度6件）

※2 1件の個別労働紛争相談につき、複数の内容の相談がなされることがあるため、相談件数と内容別合計数は合致しません。

◆◆労使間のトラブルが生じたときはお近くの総合労働相談コーナーへ◆◆

名称	所在地	電話番号
愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境・均等室内	089-935-5208
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内	089-927-5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内	0897-37-0153
今治総合労働相談コーナー	今治労働基準監督署内	0898-32-4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働基準監督署内	0894-22-1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働基準監督署内	0895-22-4655